平成２７年（フ）第１０６５号
東京都練馬区上石神井２丁目35―13　センチュリー上石神井Ⅱ102
債務者　久貝　拓馬
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６６号
東京都中野区大和町４丁目44―３―205
債務者　小川　郁代
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６８号
東京都新宿区下落合３丁目17―37　プロスペリティ・Ｓ・目白403
債務者　王　　美琳
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６９号
神奈川県川崎市川崎区小田５丁目25―10―102
債務者　松田　雅美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１号
埼玉県草加市瀬崎７丁目11―４　メゾンボナールＡ号
債務者　小川　敏明
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７２号
東京都葛飾区高砂３丁目20―７―201
債務者　平出　雄一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０１号
大阪府寝屋川市木田町29番３―202号
債務者　小田　智美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５号
大阪市西淀川区佃３丁目10番24号、前住所大阪市西淀川区佃３丁目15番７号　ハイム春日205号室
債務者　丸山　紀圭
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９８号
横浜市鶴見区生麦２丁目３番２号
債務者　池田　孝一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０１号
横浜市鶴見区仲通２丁目63番地22　ときわコーポ102
債務者　猪爪　清子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９９号
北海道旭川市東７条８丁目１番46号　末岡イースト７・８　Ｃ―７号室
債務者　棟方　広幸
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４００号
北海道旭川市東７条８丁目１番46号　末岡イースト７・８　Ｃ―７号室
債務者　棟方美咲恵（旧姓戸村）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３号
栃木県宇都宮市陽東５丁目11番４号　コーポ平出Ａ―101
債務者　堤　　勝子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１号
栃木県さくら市草川19番地４　レオパレスクサカワＡ104、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字刈生田851番地１
債務者　今井さくら
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係